

第2 - 1

渡り廊下

26号渡り廊下

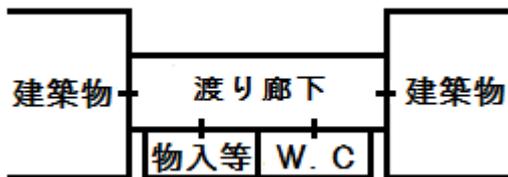
消防用設備等の設置単位について（昭和50年3月5日付け消防令第26号）

第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（例 消防法施行令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の各号の一に該当する場合は別棟として取り扱ってさしつかえないものであること。

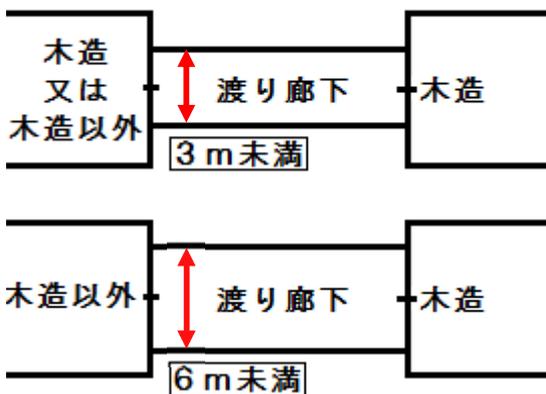
1 建築物と建築物が地下以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合

(1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他運行上の支障がない状態にあるものであること。



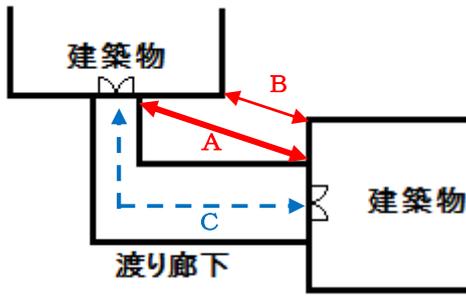
このような場合は認められない。

(2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満であること。



「有効幅員」は、壁芯間ではなく内壁間の距離とすること。(昭和57年消防予第143号)

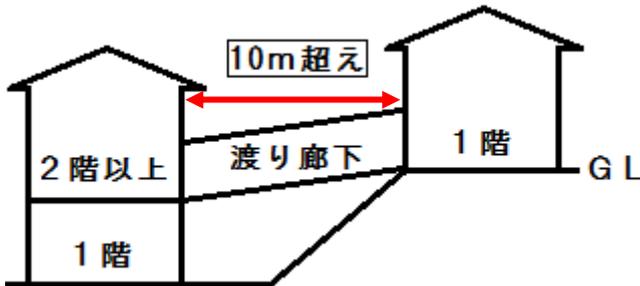
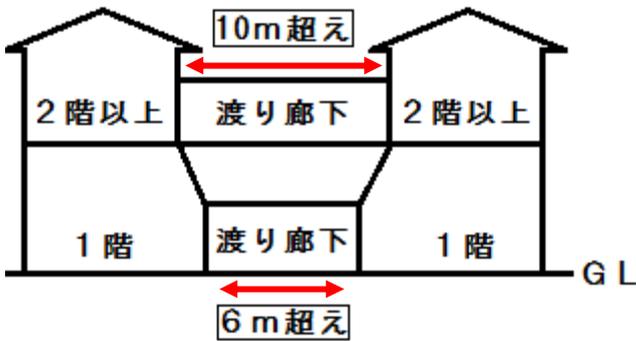
(3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6メートル、2階以上の階にあっては10メートルを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りでない。



「建築物相互間の距離」は、渡り廊下の接続部間の距離Aとする。

※後述の260号渡り廊下の場合は、外壁間の距離Bとなるので注意すること。

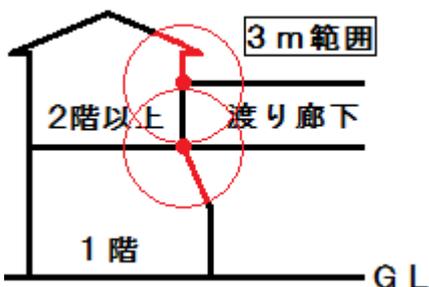
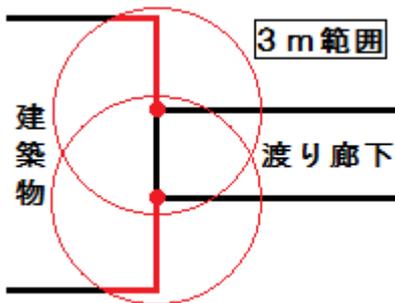
自然排煙開口部の算定の元となる廊下の長さは、廊下の中心線の長さCとする。



高低差を有する場合は、水平投影距離とすること。

1階と2階以上の階が接続される場合は、10mを超えるものであること。

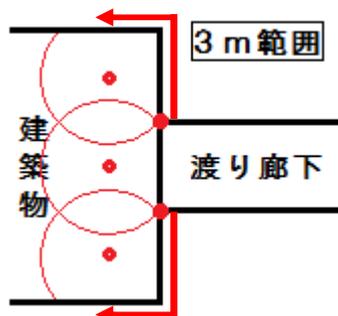
ア 接続される建築物の外壁および屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3メートル以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の(7)又は(1)によること。



「3メートル以内の距離にある部分」とは、接続部基点から水平3mの範囲とする。

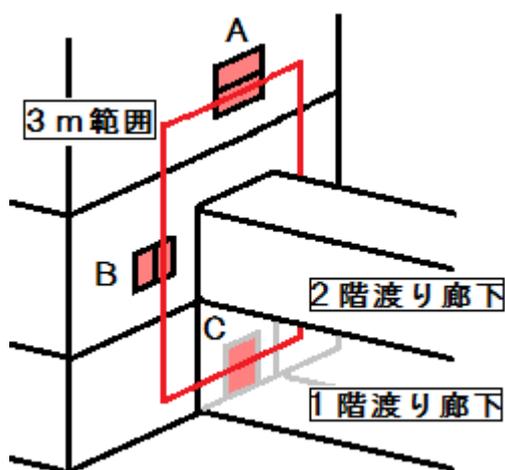
(7) 耐火構造又は防火構造で造られていること。

(イ) (7)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。



閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合は、3メートル以内の距離にある部分（屋内側）を有効に警戒すること。

イ アの外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4平方メートル以内の開口部で甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている場合にあっては、この限りでない。



各渡り廊下ごとに判断すること。

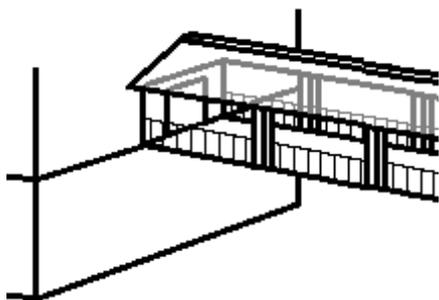
【2階渡り廊下を基準とした場合】

接続部分から水平3m以内にある開口部（A、B、Cの他、換気口等も含む）は防火設備とし、かつ、合計4㎡以下とすること。
※3m範囲は前アによる。（左図は便宜上四角形で示す。）

※引違窓や連窓等、中間にサッシが入っていても一の開口部で取り扱い計算すること。

ウ 渡り廊下については次の(7)又は(イ)によること。

(7) 吹抜け等の開放式であること。



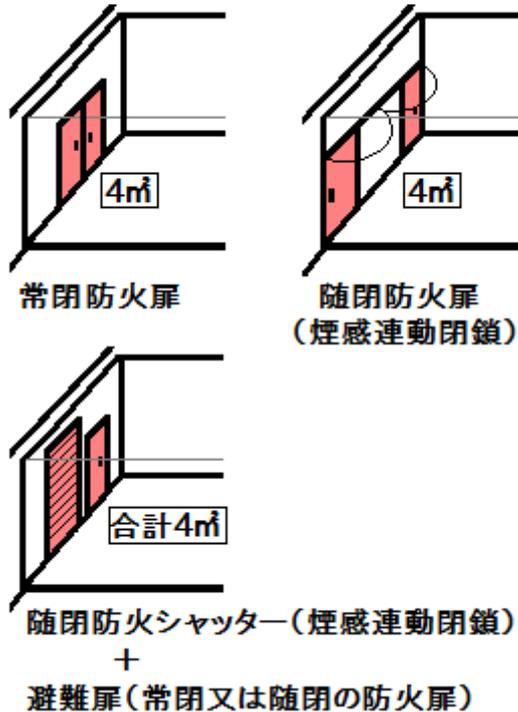
開放式は、建築物相互の距離が1m以上であり、かつ、次のいずれかとすること。

- ① 廊下の両側の上部が天井高の2分の1又は1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの。
- ② 廊下の片側の上部が天井高の2分の1又は1m以上、廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造のたれ壁を設けたもの。

(イ) (7)以外のものについては次のAからCまでに適合するものであること。

A 建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。

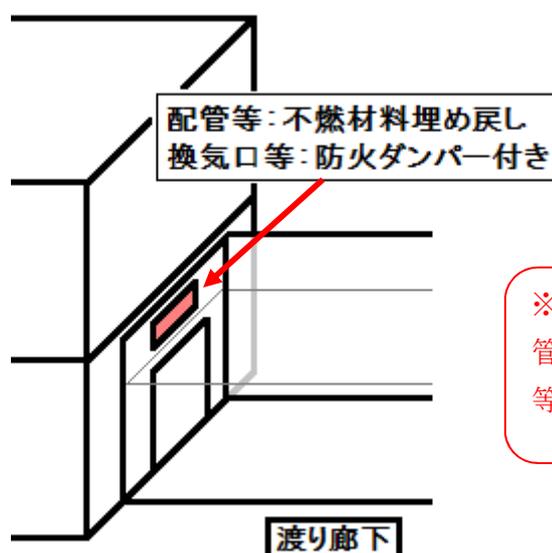
B 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4平方メートル以下であり、当該部分には甲種防火戸又は乙種防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。



「出入口」は、原則防火扉（常閉又は随閉の防火設備）とすること。

防火シャッターとする場合は、建築基準法施行令第112条第14項に規定されている構造とすること。(H19年札消指導第604号)

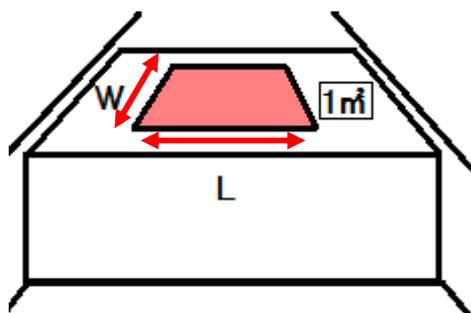
※シャッターは危害防止装置付きとし、当該シャッター以外による渡り廊下内からの避難経路（くぐり戸や避難扉等）が確保されていること。



※接続部の貫通は必要最低限とし、配管等は貫通部不燃材埋め戻し、換気口等は防火ダンパー付きとすること。

C 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りではない。

a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1平方メートル以上あり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1メートル以上のも、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1メートル以上のもその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。

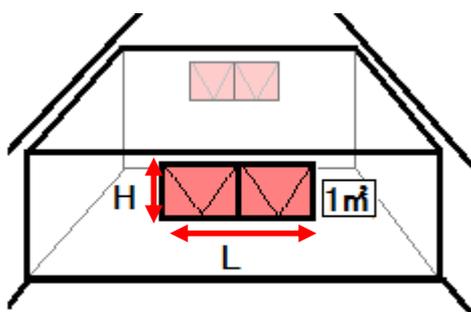


屋根又は天井に設ける場合

排煙用開口部：1 m²以上

W：排煙口の幅（渡り廊下の幅員の1/3以上）

L：排煙口の長さ（1 m以上）



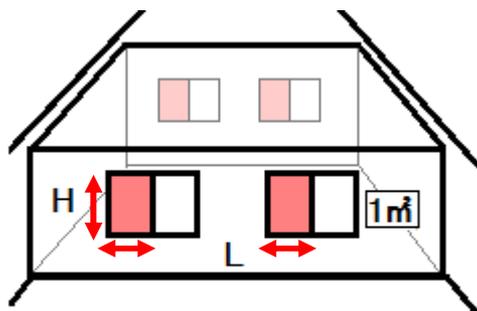
外壁に設ける場合
（排煙窓）

※外壁に設ける場合の「排煙上有効な位置」は、天井付近又は天井がない場合は屋根付近とすること。

排煙用開口部：両側各1 m²以上

L：排煙口の長さ（渡り廊下の長さの1/3以上）

H：排煙口の高さ（1 m以上）



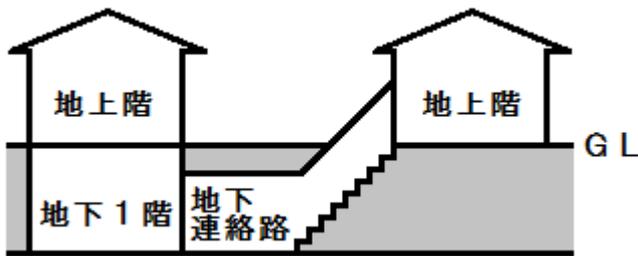
外壁に設ける場合
（引違窓等）

※排煙口が引違窓の場合、実際に開放することができる片側のみを有効し計算すること。

※排煙口が複数ある場合の長さは合算することができる。

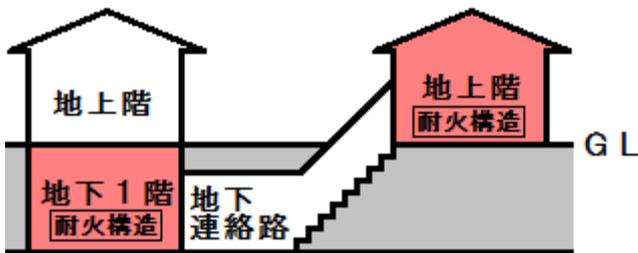
b 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

2 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドレイアエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続された場合で、次の(1)から(8)までに適合する場合



「地下連絡路」とは、連絡路が構造的に地下通路の形態となっているものをいい、連絡路の接続部が地上にあるか否かは問わない。(昭和50年消防安第187号)

(1) 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を含む。）の主構造部は、耐火構造であること。



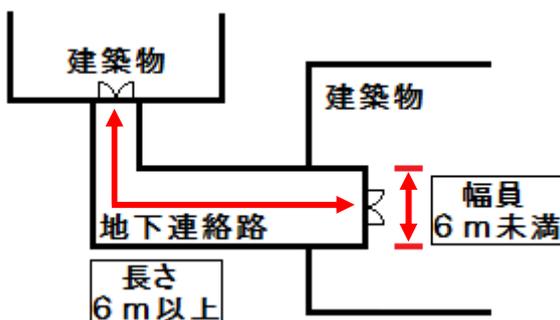
(2) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。



このような場合は認められない。

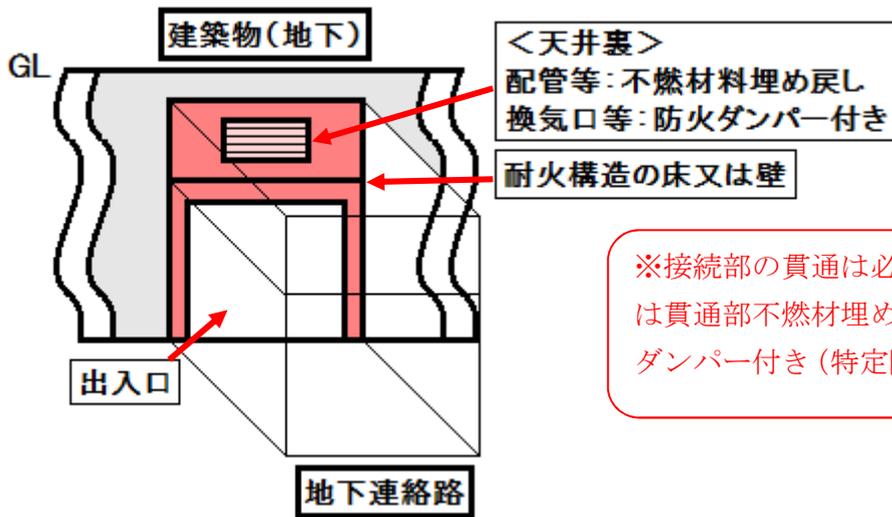
(3) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

(4) 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6メートル以上であり、その幅員は6メートル未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。



「長さ」は、地下連絡路幅員の中心線かつ防火戸間の距離とすること。
「幅員」は内壁間の距離とすること。

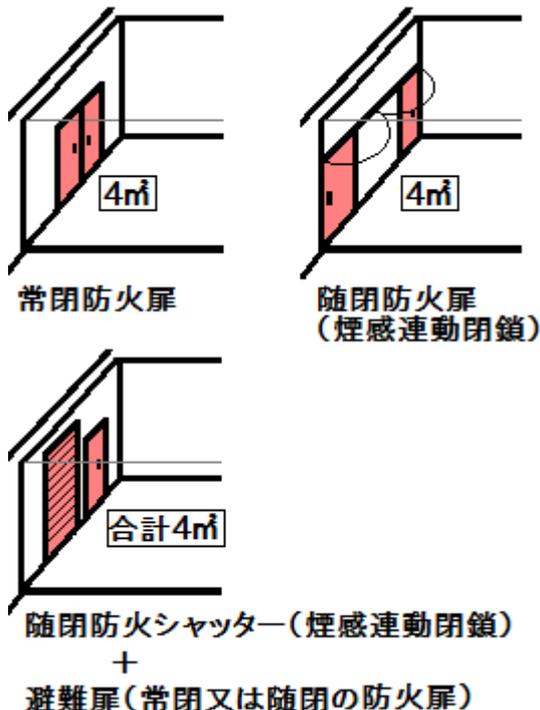
- (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。



※接続部の貫通は必要最低限とし、配管等は貫通部不燃材埋め戻し、換気口等は防火ダンパー付き(特定防火設備)とすること。

- (6) (5)の出入口の開口部の面積は4平方メートル以下であること。

- (7) (5)の出入口には、甲種防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。



「出入口」は、原則防火扉（常閉又は随閉の特定防火設備）とすること。

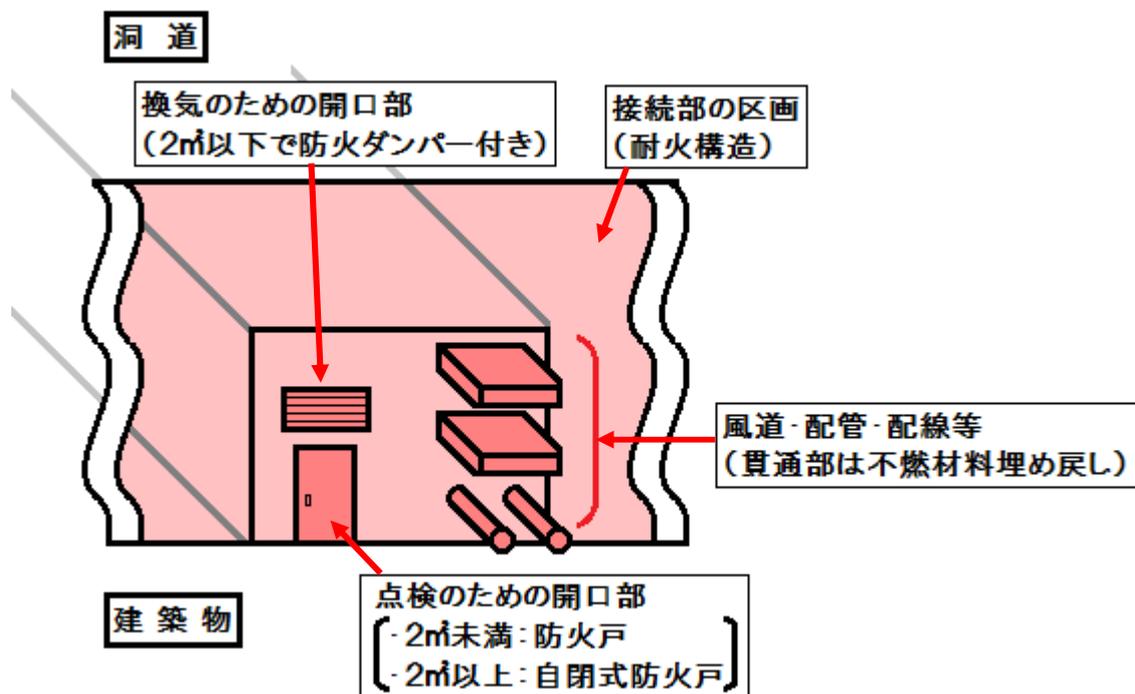
防火シャッター（随閉の特定防火設備）とする場合は、建築基準法施行令第112条第14項に規定されている構造とすること。

※シャッターは危害防止装置付きとし、当該シャッター以外による渡り廊下内からの避難経路（くぐり戸や避難扉等）を確保されていること。

- (8) 地下連絡路には、1. (3). ウ. (イ). C. bにより排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

3 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次の(1)から(5)までに適合する場合

- (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2平方メートル以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- (2) 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
- (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあっては、この限りでない。
- (4) (1)の点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、甲種防火戸又は乙種防火戸（開口部の面積が2平方メートル以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。）が設けられていること。
- (5) (1)の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。



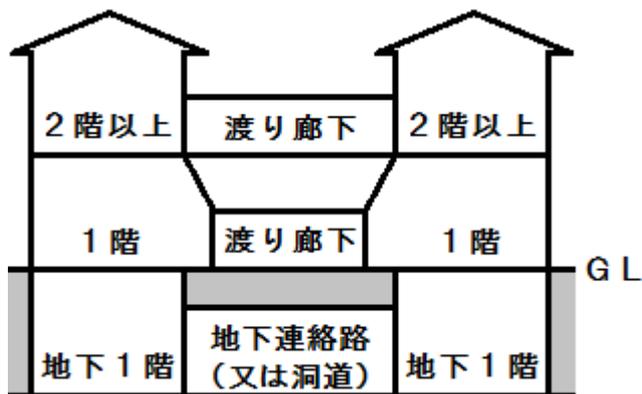
260号渡り廊下

消防用設備等の設置単位に関する運用について（昭和57年4月1日付け札消予第260号）

このことについて、渡り廊下等で建築物と建築物を接続する場合の運用については、従来から消防安第26号（昭和50年3月5日）の趣旨に添って別棟とし取り扱われた場合、すべての消防用設備等の設置単位についてそれぞれの建築物ごとに算定してきたところであるが、消防予第198号通達（昭和56年9月1日）において、建築物と建築物が渡り廊下で接続する場合の屋外消火栓設備及び消防用水の設置単位については、原則として1棟である旨の新たな見解が示された。

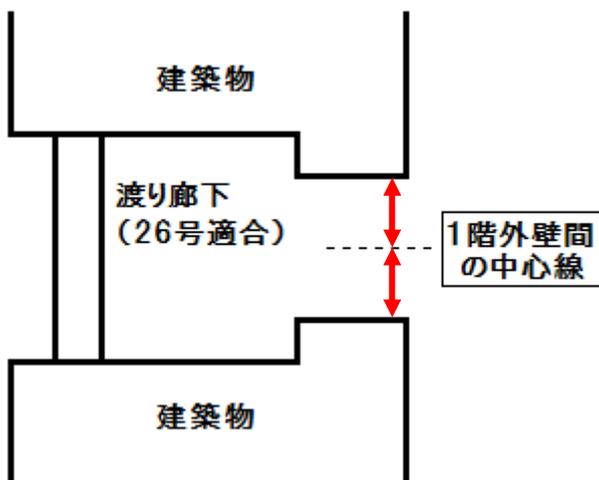
このため、今後については下記の条件をすべて満足した場合、政令第19条第2項及び同第27条第2項の適用にあたっては、政令第32条の規定を適用し別の建築物として運用することとした。

- 1 消防用設備等の設置単位における通達（昭和50年3月5日消防安第26号）に適合し、別棟として取り扱われるものであること。

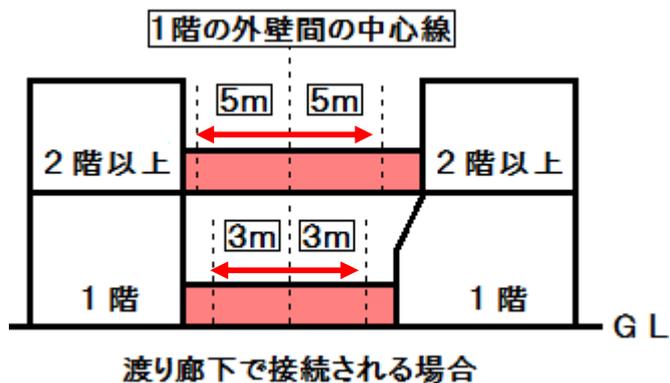


渡り廊下の他、地下連絡路又は洞道で接続されている場合も、それぞれが消防安第26号に適合していること。

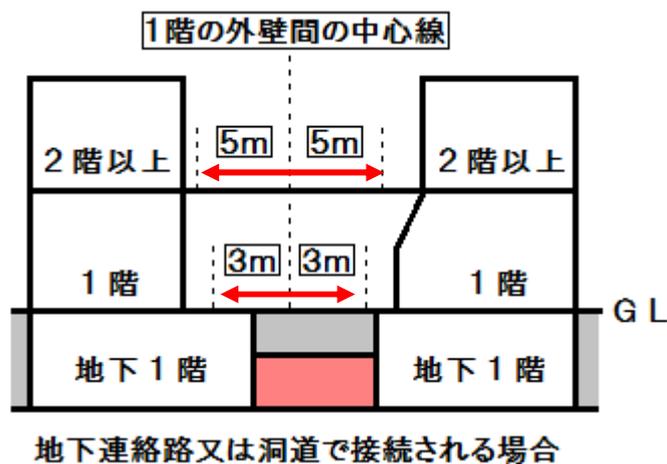
- 2 建築物相互間の距離が、外壁間の中心線から水平に、1階にあつては3メートルを超え、2階以上にあつては5メートルを超える場合であること。



「外壁間の中心線」は、建築物と建築物の外壁が最も近接している部分の1階外壁間の中心線とすること。



建築物がセットバックしている場合も、1階の外壁間が基準となる点に注意すること。



地下連絡路又は洞道で接続される場合は、地上部分における建築物相互間の距離で判断すること。

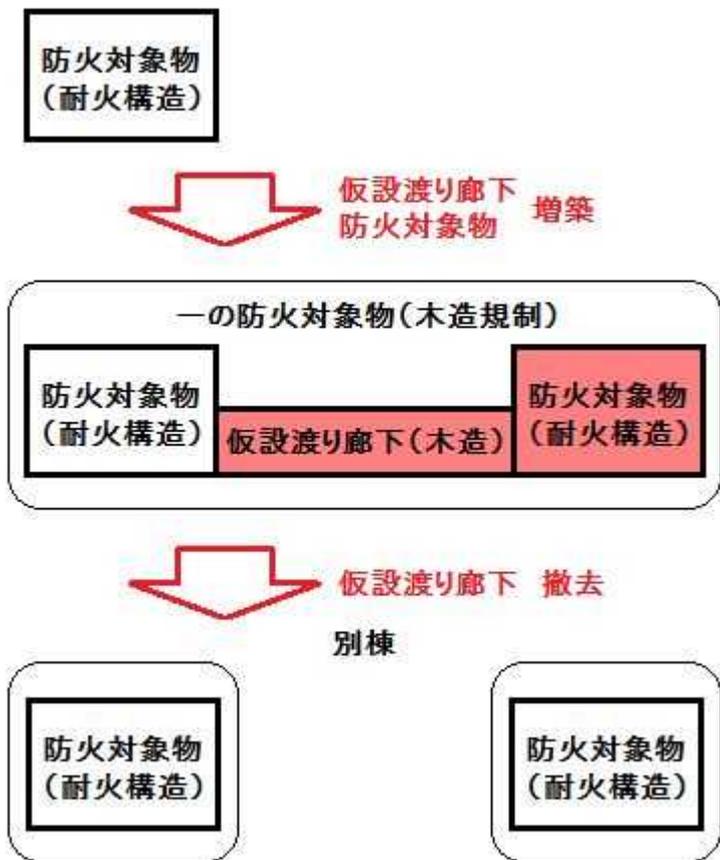
- 3 当該渡り廊下が不燃材料で造られていること。
- 4 3以外の構造の場合は、接続部分の開口部を自動閉鎖装置付の甲種防火戸で区画し、かつ壁及び天井（天井のない場合にあつては屋根）の室内に面する部分を不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料で仕上げること。

826 号仮設渡り廊下

仮設渡り廊下接続時における消防用設備等の特例の適用について
(平成 29 年 12 月 1 日付け札消査第 826 号)

小中学校等の建替え工事においては、工事期間中、既存防火対象物と新築防火対象物を建築基準法第 85 条第 5 項に基づき許可された仮設建築物である渡り廊下（以下「仮設渡り廊下」という。）で接続し、両方の防火対象物の一部を一時的に使用することがあります。この際、接続する防火対象物の主要構造部が耐火構造（建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であったとしても、仮設渡り廊下が木造の場合は、防火対象物全体を木造として消防用設備等の規制を受けることとなります。

木造の場合に必要な消防用設備等は、仮設渡り廊下撤去後に設置義務がなくなるため、これまでも防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断し、消防法施行令（以下「令」という。）第 32 条を適用して、その一部を免除してきた経緯がありますが、既存の小中学校の築年数を踏まえると、今後、同様の建替え工事が更に増加することが想定されることから、明確な運用を定め、下記のとおり取り扱うこととしました。



防火対象物と防火対象物を渡り廊下で接続する場合は、消防法上全体を一の防火対象物と扱い、最も弱い構造規制となる。

※既存の防火対象物は耐火構造規制から木造規制へと変更になる。

※渡り廊下撤去後は、それぞれの防火対象物が耐火構造規制となる。

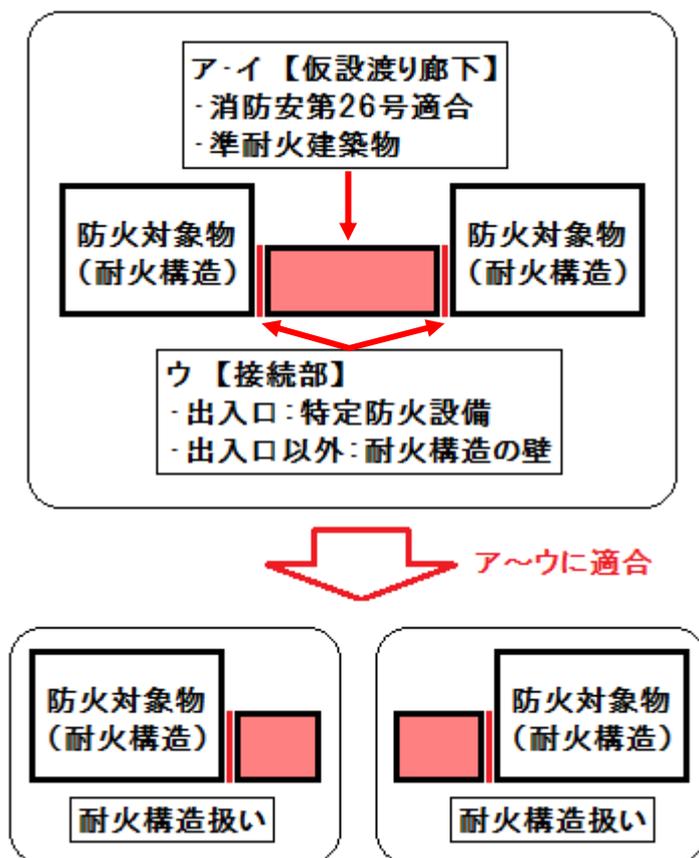
1 主要構造部を耐火構造とした防火対象物に係る消防用設備等の取り扱い

(1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物を、以下アからウまでのすべてに適合する仮設渡り廊下で接続した場合は、令第 32 条を適用して、主要構造部を耐火構造とした防火対象物と同等の消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準を適用して差し支えないこと。

ア 仮設渡り廊下が「消防用設備等の設置単位について」(昭和 50 年 3 月 5 日付け消防安第 26 号)に適合すること。

イ 仮設渡り廊下が準耐火建築物(建築基準法第 2 条第 8 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。)であること。

ウ 仮設渡り廊下と防火対象物との接続部分に設けられた出入口は、特定防火設備(建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう。)で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものを設けたものとし、出入口以外の接続部分にあつては耐火構造の壁で区画すること。



接続する仮設渡り廊下がア〜ウまでの基準すべてに適合する場合は、別棟扱い、かつ、耐火構造扱いで消防用設備等を規制できること。

※接続される防火対象物が耐火構造の場合に適用できる。

(2) 前(1)に基づき特例の適用が想定される規定

ア 屋内消火栓設備倍読み規定(令第 11 条第 2 項)

イ 天井裏感知器の設置(令第 21 条第 2 項第 3 号)

ウ 2 階に避難器具の設置(令第 25 条第 1 項第 3 号)

エ 消火器能力単位倍読み規定(消防法施行規則(以下「規則」という。)第 6 条第 2 項)

オ スプリンクラー設備免除区画(規則第 13 条第 2 項並びに第 3 項第 11 号及び第 12 号)

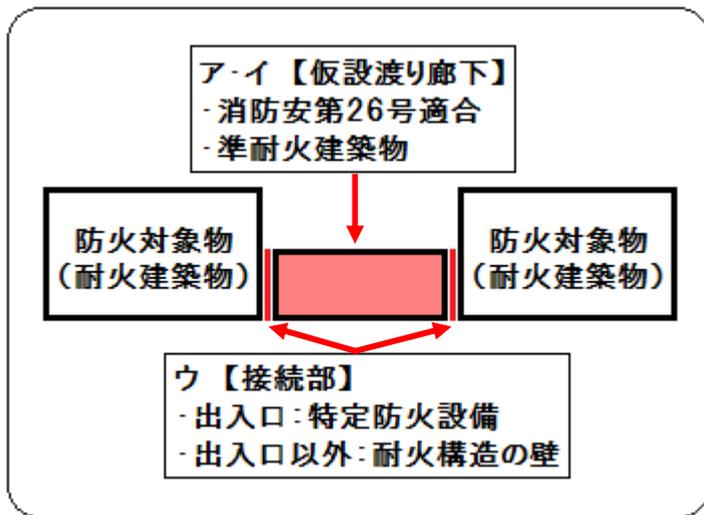
カ 熱感知器の設置個数(規則第 23 条第 4 項第 3 号ロ)

キ 避難器具倍読み規定(規則第 26 条第 1 項第 1 号)

ク 連結散水設備免除区画(規則第 30 条の 2 第 1 号及び第 3 号)等

2 屋外消火栓設備及び消防用水の取り扱い

耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）である防火対象物を前1(1)アからウまでのすべてに適合する仮設渡り廊下で接続した場合は、令第32条を適用して、令第19条及び第27条の規定について耐火建築物として取り扱って差し支えないこと。



接続する仮設渡り廊下が前1(1)ア～ウまでの基準すべてに適合する場合は、全体を耐火建築物扱いすることができる。

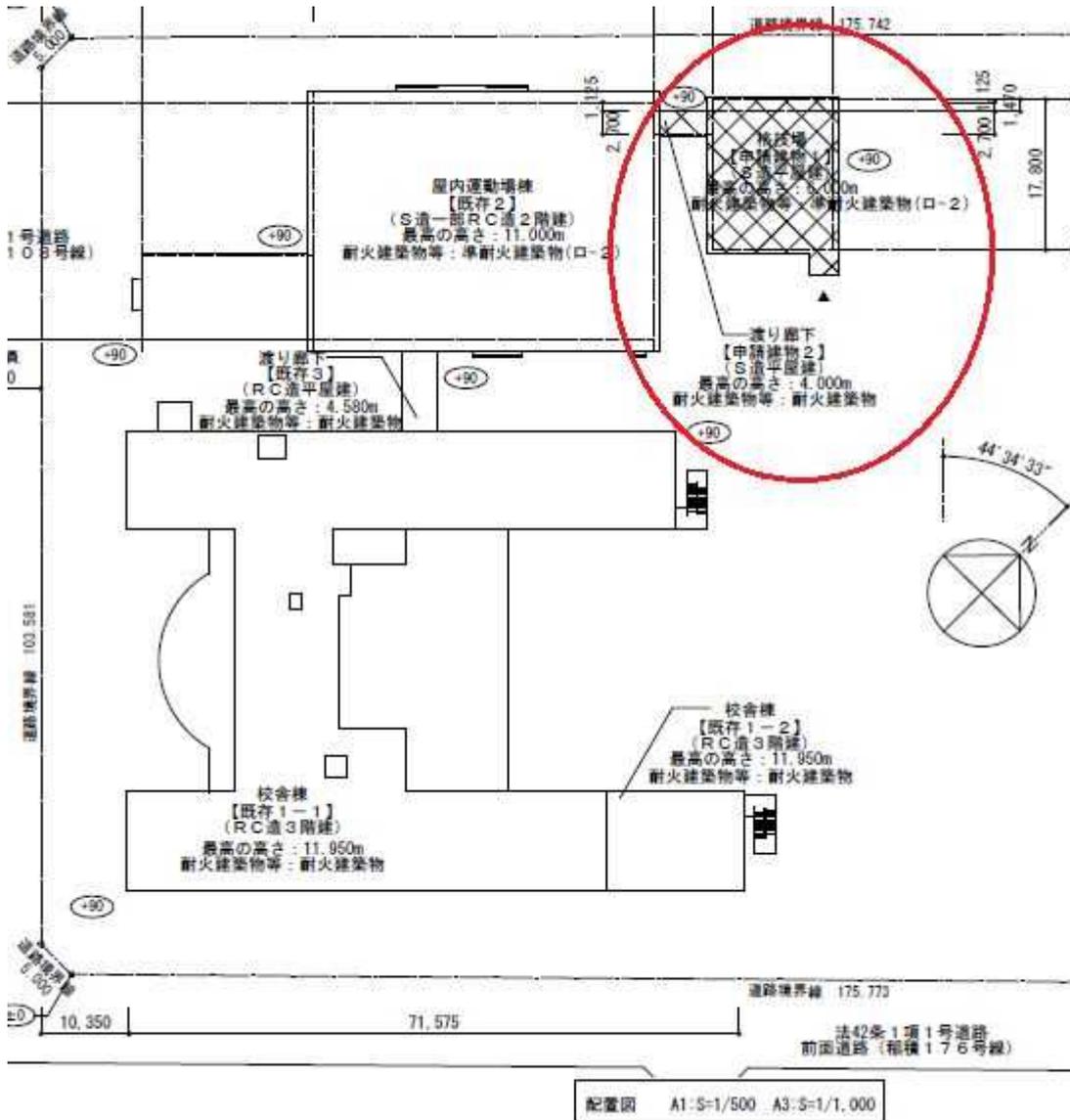
※接続される両方の防火対象物が耐火建築物の場合に適用できる。

図面実例

【例 1】

既存学校の屋内運動場棟（既存）に渡り廊下及び格技場を増築。

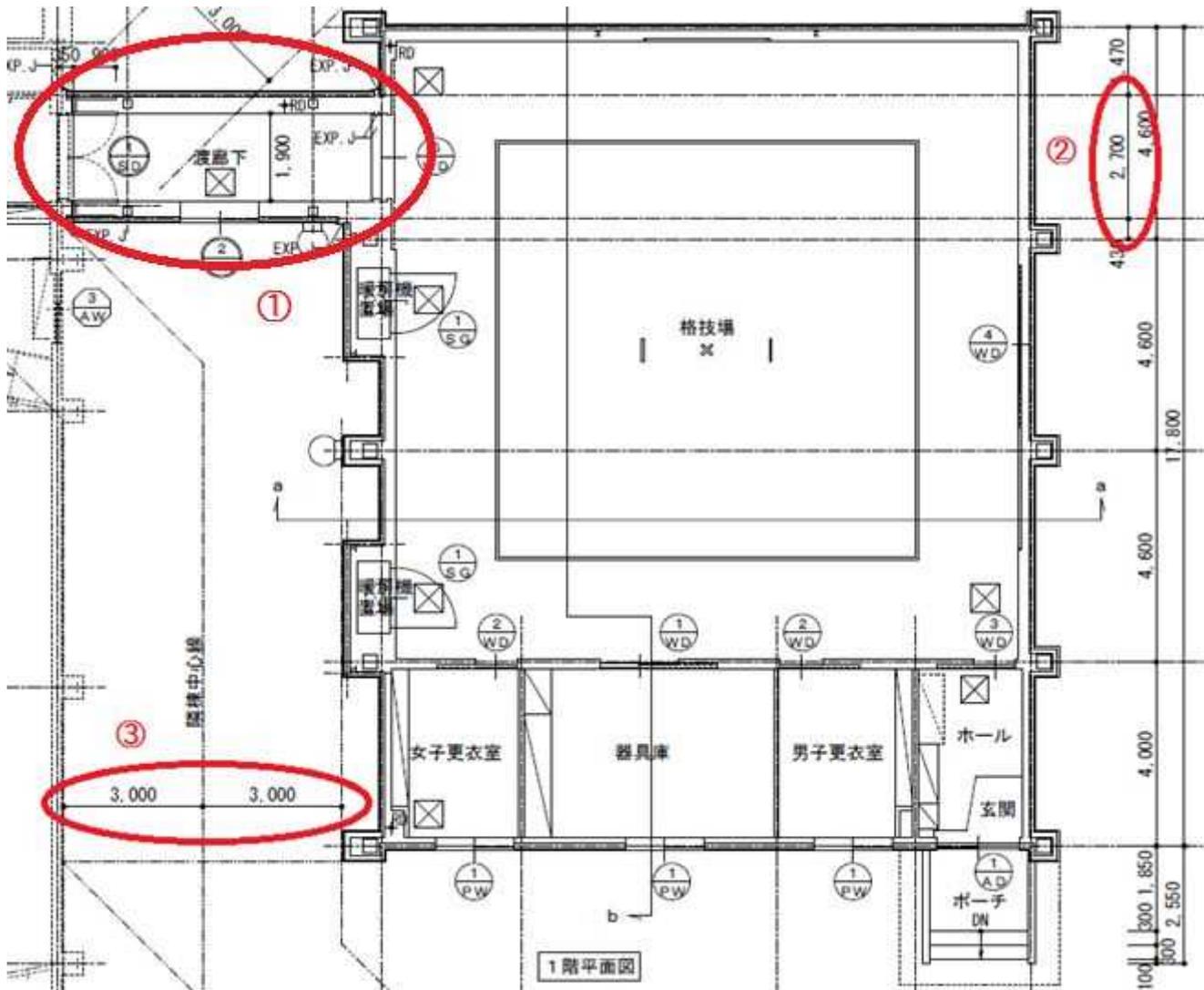
- ・ 屋内運動場棟：S造一部RC造、準耐火建築物（ロ - 2）、地上2階建て
- ・ 渡り廊下：S造、耐火建築物、平屋建て
- ・ 格技場：S造、準耐火建築物（ロ - 2）、平屋建て



建築物と建築物が渡り廊下で接続される場合は原則1棟であるが、消防安第26号の基準に適合している場合は、消防用設備等の設置単位をそれぞれの棟単位とすることができる。
 屋内運動場と格技場が準耐火構造、渡り廊下が耐火構造のため、全体は準耐火構造規制となる。
 (渡り廊下がその他造の場合は、全体がその他造で規制。)

《確認 1》

渡り廊下の用途、有効幅員、長さの確認。



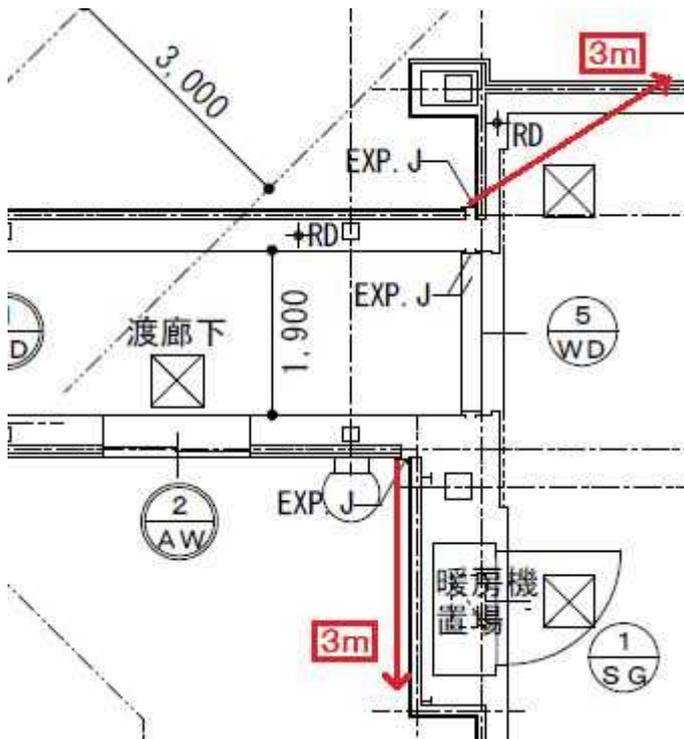
- ① 渡り廊下は通行又は運搬の用途のみと判断できる。
- ② 接続する建築物はいずれも木造以外であり、有効幅員は6 m未満に適合する。
- ③ 渡り廊下の長さは6 mを超えているため適合する。

よって消防安第 26 号に適合する。

※ 6 mを超えていない場合は、延焼防止措置が必要となる。(次へ)

《確認2》

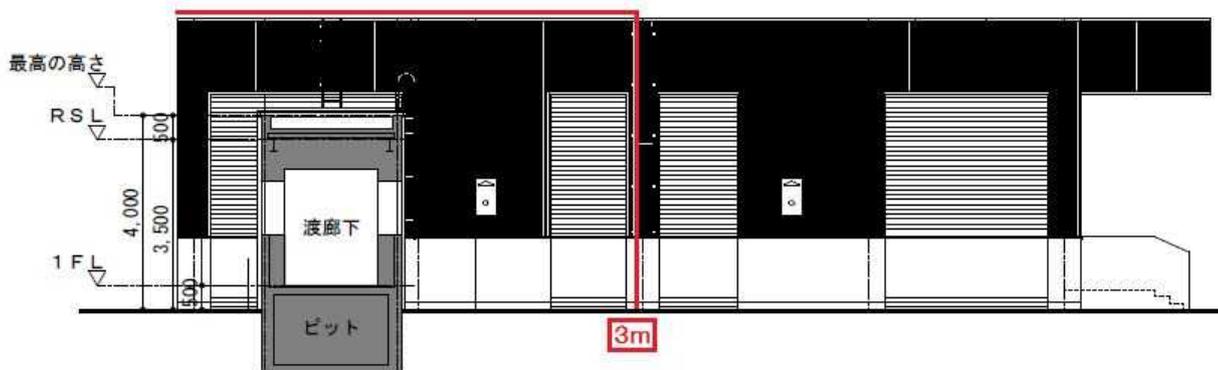
渡り廊下接続部分から3m範囲の開口部、構造の確認。



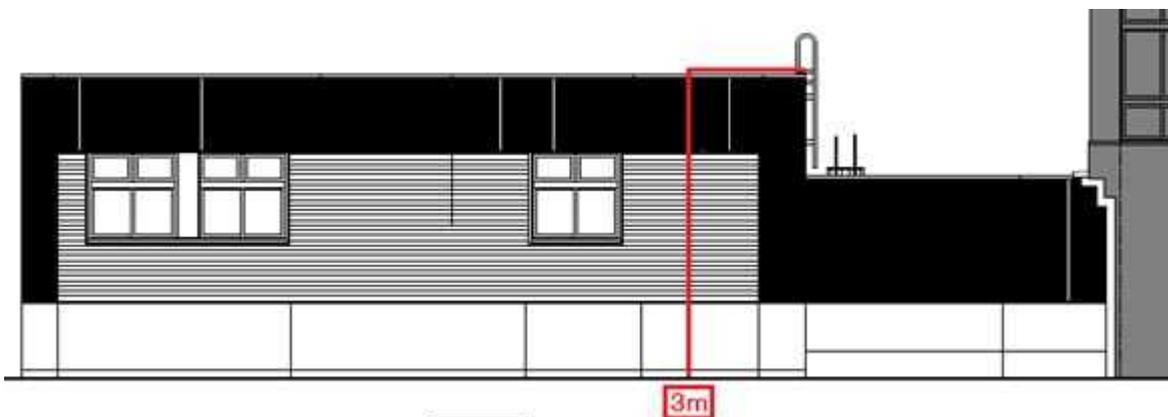
格技場の渡り廊下接続部分から3m範囲に開口部がある場合は、防火設備とし、合計4㎡以下とする必要があるが、平面図・立面図で開口部がないことを確認することができる。

3m範囲の構造は断面図や外部仕上表等で確認する。(次へ)

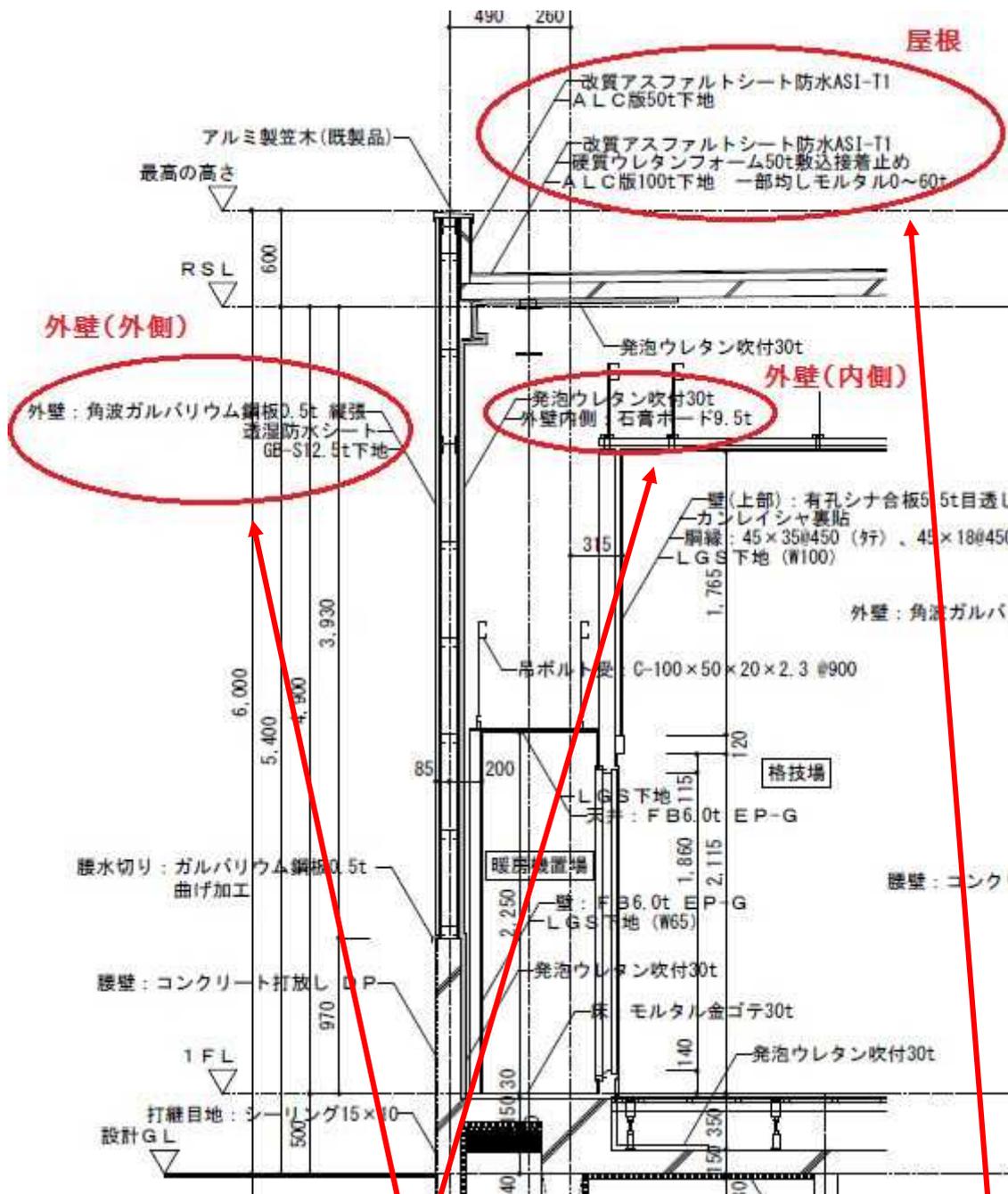
屋内運動場棟についても、同様に確認する。(図面省略)



西立面図



北立面図



耐火認定	
格技場・渡り廊下屋根	: ALC版100t 告示第1399号 耐火構造 (30分)
格技場外壁	: 防火構造 告示第1359号 外側-ガルバリウム鋼板0.5t張り+石膏ボード12.5t下地 内側-石膏ボード9.5t張り
延焼のおそれのある部分	外壁-吹付けロックウール被覆外壁 1時間耐火 FP060NE-9305 30mm

格技場の外壁・屋根は防火構造以上であることが必要だが、外壁は防火構造、屋根は耐火構造であると確認できる。

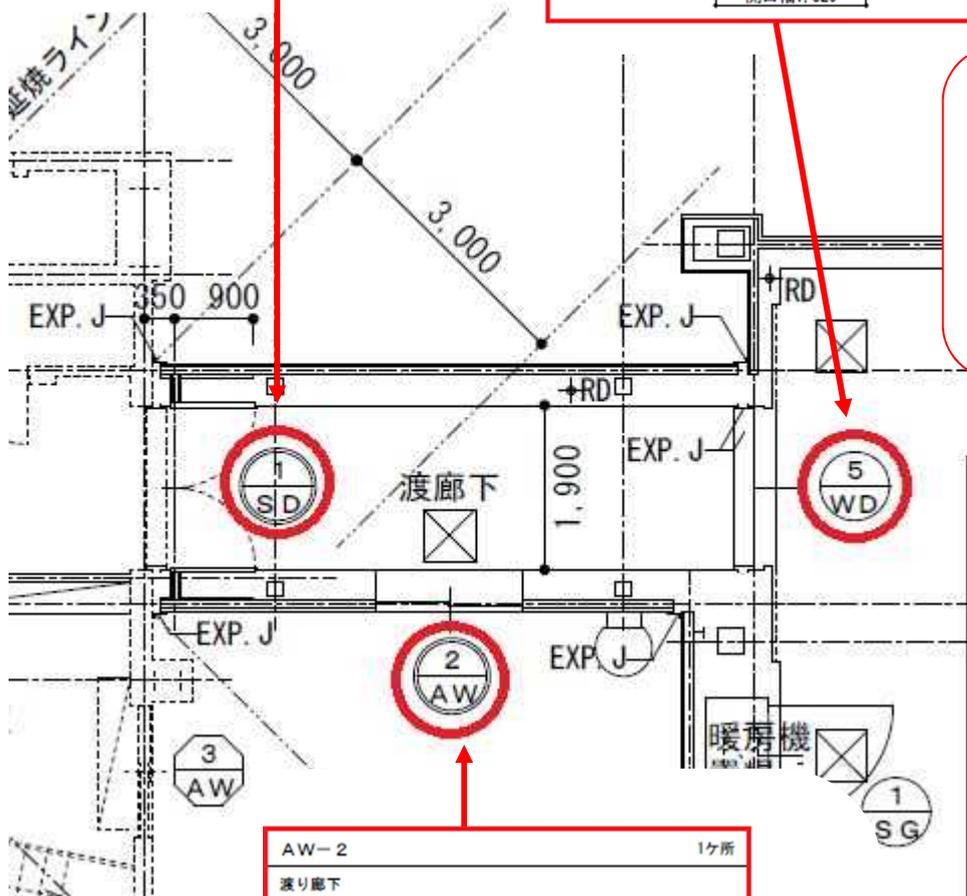
《確認3》

渡り廊下の接続部、排煙口について確認。

SD-1		1ヶ所
渡り廊下		
両開き戸（常時開放、自火報連動閉鎖、特定防火設備）		
1,850×2,000		枠見込 100
TS	T-1 A	
L	ケースハンドル	
B	オートヒンジ	
仕上	錆止塗装の上、EP-G 2回塗（枠共）	

例示仕様 建告1369号
 告示番号(告2563号)

WD-5		1ヶ所
格扶場		
2枚引込みフラッシュ戸		
1,820×2,000		見込 40
R	HMC 35mm (4ヶ)	DS ゴム製 32φ (上下2段)
L	シリンダー鍵錠	
N	スチルス L=120 (4ヶ)	TS T-6 : SUS 304 t=1.2
G	強化ガラス t4.0	仕上 天然化粧板 t=4



接続部の開口部は 4 m²以下で防火設備であることが必要ですが、SD-1は適合し、WD-5は不適合です。

AW-2		1ヶ所
渡り廊下		
引違い窓（防火設備）		
1,700×1,100		枠見込 70
K	ステンレス（鍵付）	仕上 アルマイト
R	ジュラコン	断縁・皿板 アルミ製
G	複層：網入透明ガラスt6.8+A6+フロートガラスt3.0	
結露受け・アングルピース・付属金物一式		

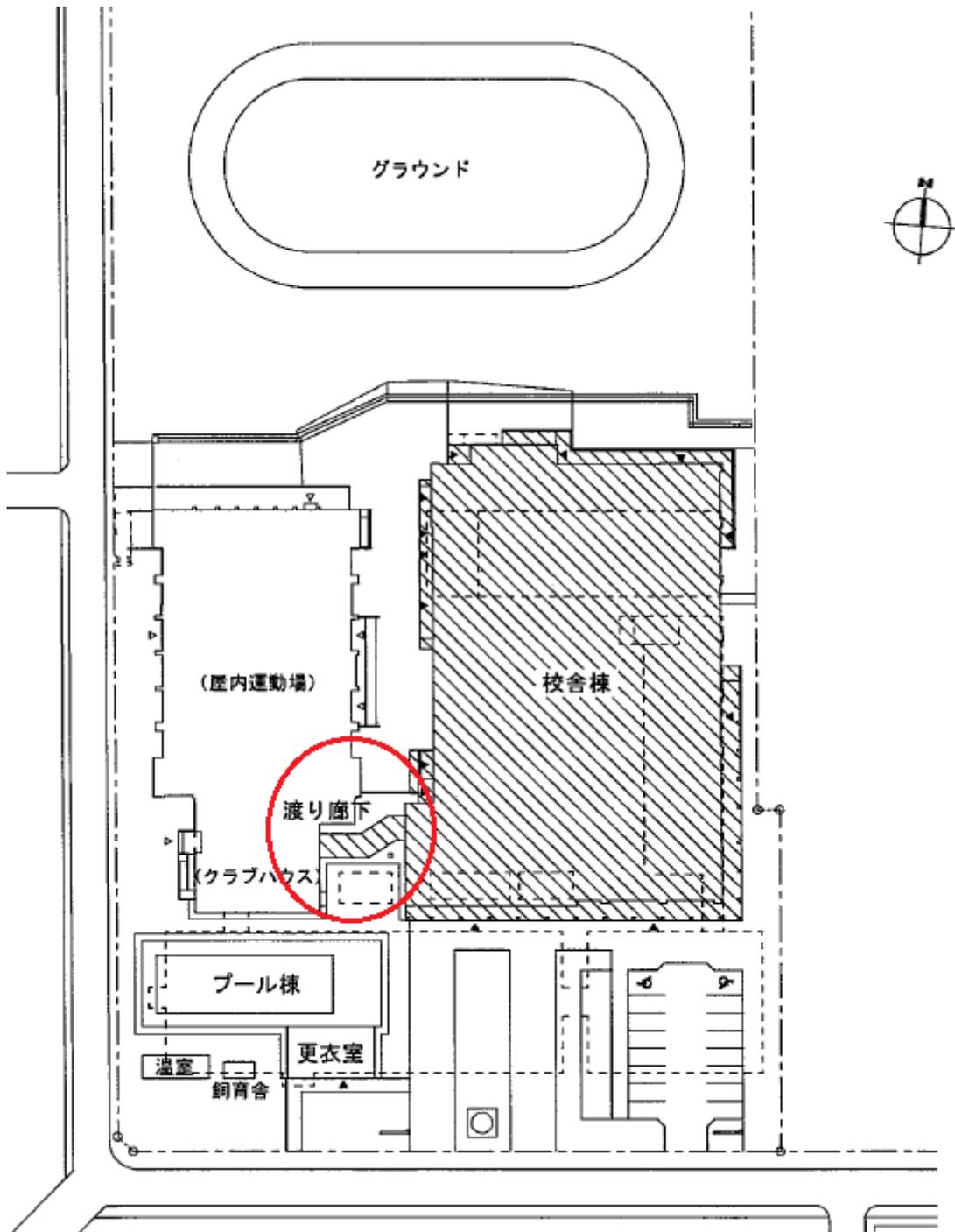
告示番号(告1360号)

排煙口について、自然排煙用開口部は渡り廊下の3分の1以上の長さが必要で、かつ、両側に設ける必要があるため、AW-2は不適合となる。

【例 2】

既存学校の屋内運動場（既存）に渡り廊下及び校舎棟を増築。

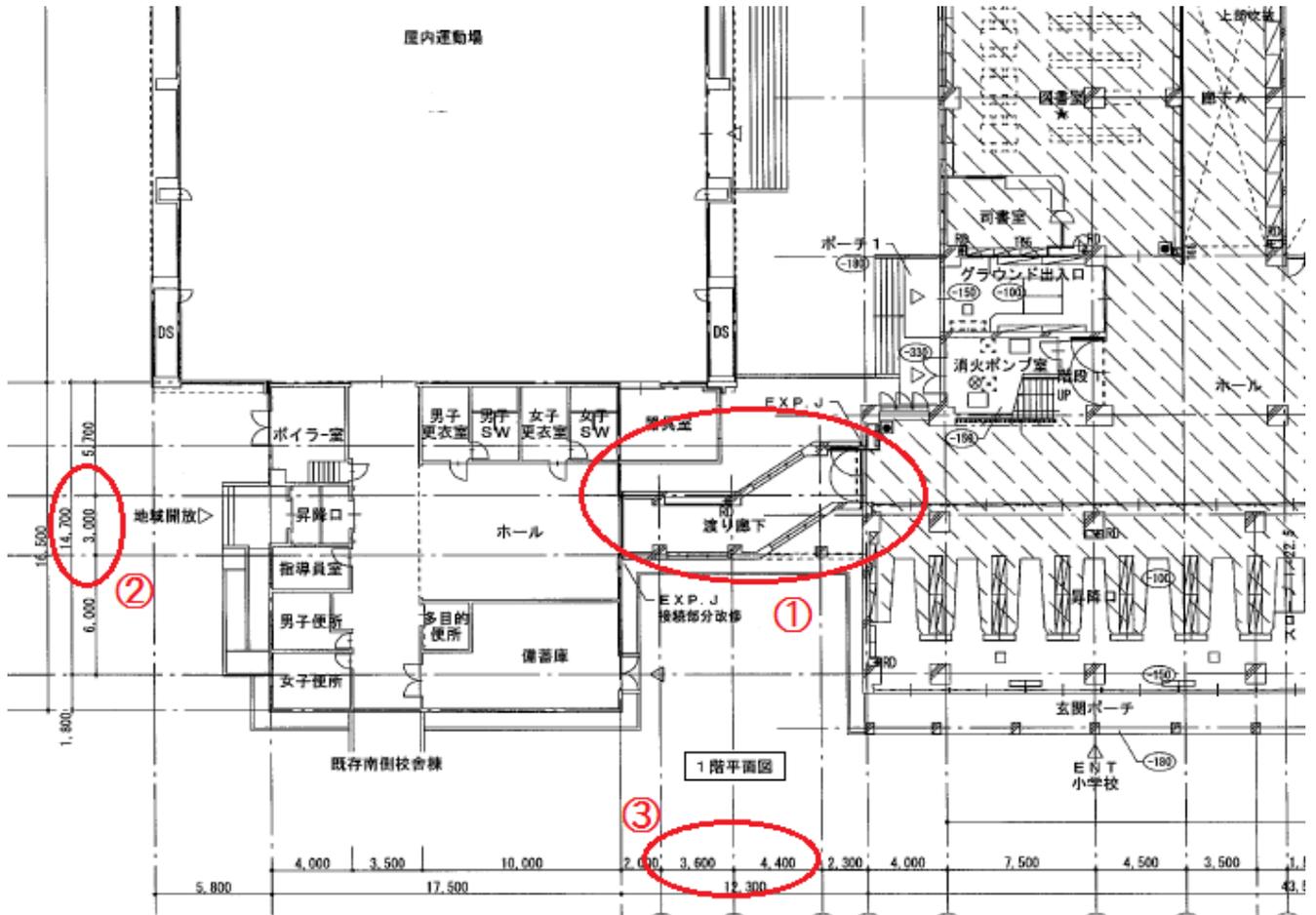
- ・ 屋内運動場：準耐火建築物、地上 2 階建て
- ・ 渡り廊下：RC造、耐火建築物、平屋建て
- ・ 校舎棟：RC造、耐火建築物、地上 4 階建て



渡り廊下が消防安第 26 号の基準を満たす場合、渡り廊下が耐火構造のため、屋内運動場は準耐火構造、校舎棟は耐火構造での規制となる。

《確認1》

渡り廊下の用途、有効幅員、長さの確認。



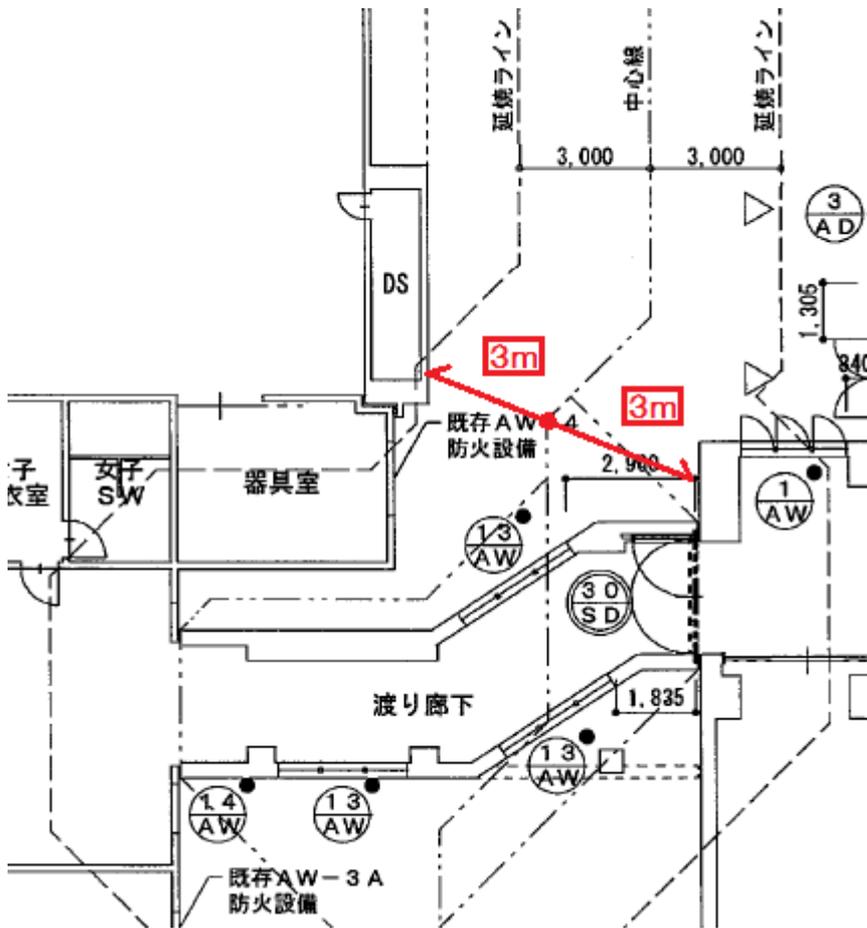
- ① 渡り廊下は通行又は運搬の用途のみと判断できる。
 - ② 接続する建築物はいずれも木造以外であり、有効幅員は6m未満に適合する。
 - ③ 渡り廊下の長さは6mを超えるため適合する。
- よって消防安第26号に適合する。

消防安第26号に適合しても、屋外消火栓設備及び消防用水の設置単位は別棟として扱われないことに注意が必要。

別棟扱いとするためには消防予第260号に適合する必要がある。(次へ)

《確認 2》

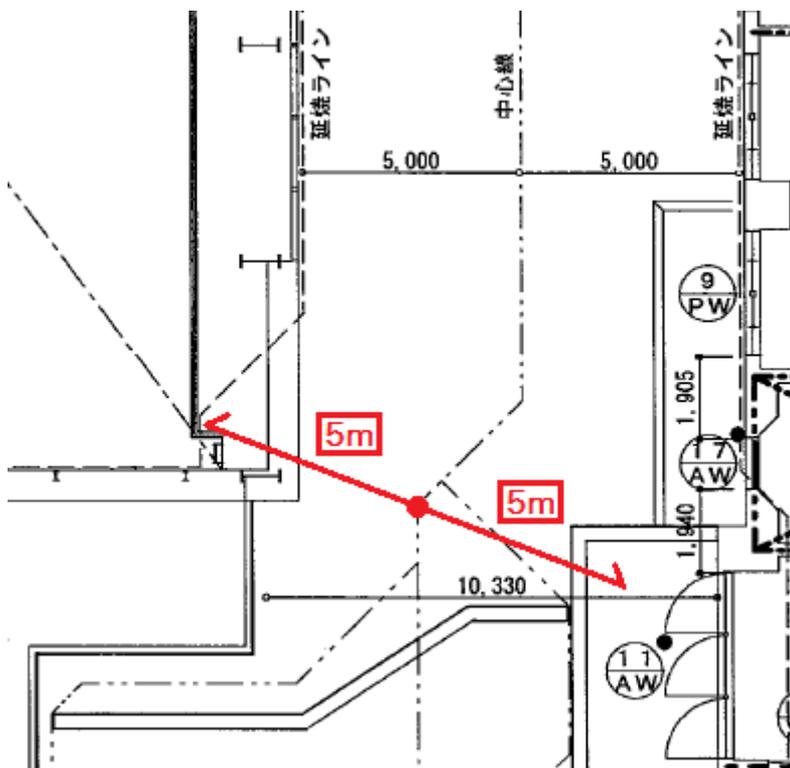
消防予第 260 号適合の有無について確認。



【1階】

距離は屋内運動場と校舎棟が最も近接する外壁間を基準とする。

外壁間の中心線から屋内運動場（DS部分）が3mを超えていないため、不適合となる。



【2階】

外壁間の中心線は1階が基準となり、外壁間の中心線から屋内運動場が5mを超えていないため、不適合となる。